

目 次

読書案内 人生に無駄なことなどない	平 尾 竜 一 (1)
「民法への誘い」	富 田 仁 (6)
新規受入図書案内 (2010年4月～2010年8月受入分)	(10)

読書案内 人生に無駄なことなどない

生活科学科准教授 平 尾 竜 一

人生に無駄なことなどない

この名文句は遠藤周作先生の有名なエッセイ集の題なのですが、私の講義している社会福祉援助技術（ソーシャルワークと云います）の講義ではよく実感できるものです。

日ごろの講義で「支援の必要な人たちにどのように接すればよいのか」を教えているわけですが、根幹にあるのは人に対する支援動機と人へのまなざし、つまり、「創造と想像」（@福山和女）が大切なことはある程度入学当初から理解されているところです。

その一方で、講義が進みソーシャルワークを学んでいる過程で「このいま、学んでいることは何の役にたつのだろうか?」と思う場面に多々であうわけですね。

どう考えてみても、役立ちそうにない。この勉強。

そして日々積み重なる学習への徒労感。

そして、講義をしている人間である私に、思い余ってか、そうともなくか?、質問してくるわけです。

「何か役立ちますか? この勉強が・・・」

講義者である人間はここで、いい質問だねえ、いいところに気づいているなあと、承認するわけです。(決して、解答をだすわけではありませんので、悪しからず...)

考えても見てみましょう。

毎回の講義で学んでいる学習単元や学習材は、いわゆる医院で処方されたお薬ではないわけです。だから、これを読めばあなたの脳（頭）がよくなる、とは誰も思わないのですが、やはり「学習の努力」と「結果」を相関させる（@内田樹）思考になりがちなのです。

（推察するに、これだけ難解なものを何回も読んでからは、みかえりがあってよさそうなのに・・・）努力返応性の法則を求めるとでもいいでしょうか?

たとえば言えば「この資格を取ると将来あなたの役に立ちますよ」ひいては「その資格試験にはこの科目が出題科目ですから」、この勉強をすることは最短距離ですよ。という説明をする悪い大人がいたりして???

ですがね、振り返って考えてみて下さい。ソーシャルワークというものは人間相手の商売(これをフィールド、ないしは支援者といいます)。とあれば、相手はどんな生活背景をもっているかについては、千差万別、ましてや紆余曲折の人生行路をへた人たちと対峙(よーするにおつきあい)するわけですね。

となると、支援者をもつ人生への引き出し、わかりやすく言えば、その人がどんな人生かを推察するための材料は、いくらあっても足りないぐらいだ、と無限の広がりを感じることは中学生以降の発達を遂げていけば、直裁に実感してもらえるわけですよ。

かくなるうへはどんな想像のネタをもっているのか、に支援者の技量はつきるわけで。

そんなすべりだして、深く潜伏しつつも、ついぞ水面に現れたことのないエイのように(レヴィナス老師なら未だ現在になったことのない過去とでもいいでしょうか)あなたの体に溜まる読書案内がはじまりはじまり・・・

援助は「想像と創造」がかぎとなると名文句は大先輩、福山和女先生の常の講演のフレーズです。それに個人的にくわえさせてもらえば、創作をするための想像性をひろげるトレーニングが英語絵本の和訳だと教示したのは『ぼんぼん』をはじめ多数の作品を発表した今江祥智先生でした。

最高の創作は『ぼちぼちいこか』という絵本。

かばくんのトラバユ、今ならさしずめ就活とでもいうべき、この絵本は、原題を **What can be a hippopotamus?** であって、どこをどう読んでも「ぼちぼちいこか」という関西弁にはなりません。

けれども、ページをめくっていくと、主人公のかばくんがいくらがんばっても、転職に失敗ばかりしていて、とうとう最後のページに **Take it easy!** と書いてあると、慌てなくてもいいじゃないか、とわりきれしてしまうわけですね。

それならば、夏目漱石先生の名作、私は猫である、を I am a Cat. と訳して喜んでいた中学生が時代をこえたら、すわワタンも作家にナレルノカ? (少し脱線いたしましたね)

だからと言って、英語を勉強することが、絵本作家になるための直線的なトレーニングに寄与するとは、断定してはなりませんぞ。

あくまでも、母国語と異なるつくりをもつコトバがこの世には存在していて、そのコトバを使って世界を表現し、文節化することができる、ということを実感することが大切なことで。早い話が、主語を確実に使用するコトバの構造がある、とすれば、かならず、話す人は私というものをこの世に確定した上で、すべての表現を思慮する。という意識付けがなされるという無意識の話へ通呈するところです。

日本語を母国語として話す人間と、英語やドイツ語を母国語として話す人では自我というのが確立する度合いがことなる、ということばのつくりからの説明がよくなされるところはよく知られていますよね。

心理療法でいうと、もやもやした私と、私の中にもやもやがある、というのでは、大きく巻き込まれ度合いが違うわけですよ。

外在化療法という方式の説明で頻りに用いられる理屈ですね。(デソシエイトとアソシエイトという目的志向心理学の用法も同じですね)

『ことばを変えると意識がかわる』とNLP心理学の名著がありましたが、まさに、この「私」を日常的に使用するか、しないか、の問題を明示しているのです。

次の想像の羽をひろげると、やはり、こころと言葉、ことばを織り成して作り出す世界、へとすすめたいと・・・

『子ども・本・こども』と題する本はアザールでして、この本は題名だけで十分魅力的なものです。それ以上にファンタジーの文法のロダリーの描くナンセンスな作法がたまたま吉本新喜劇ならぬオオサカ的でいおしです。

おもしろいだけではなく、クールな本をご紹介するとすれば、「変革者としての子どもは大人のなかに住んでいる」と格好よい命題をかきつけたのは、河合隼雄先生ですね。

四日市にあるとある本屋で童話塾という将来「童話作家」になりたい若者?のための私塾を主宰したひとりでもあります。

『こどもの宇宙』という書は、子どもの中に広がる無限の宇宙について、「動物」「時空」「死」などの7つの項目と関連させながら論じています。それぞれの内容は大人になった今だからこそ、興味深い点が多く、思春期に読むであろうみなさんには悔しくもあり、嬉しくもあるものかも知れません。

「小さい」存在のはずの子どもが実は「大きな」存在であることが、あなたも子どもであったあの頃の、実感をもって蘇るように、読めるツクリになっています。

入学試験に出る●●

次のテーマは、実利的ですが、「入学試験に出る●●」という紹介です。

イタッテ入学試験科目「●●」にありそうな設定なのですね。なんだ、即効性がないのが善なのだ、と主張していたことに反していないかと、批判のそしりをうけそうですが、この文脈でもなかなか「成長」小説を語るには効果的なのですよ。

ところで入学試験とくれば、まず、清水義範センセイです。

養護学校スタッフから始まる自分の教員としてのキャリアパスをふりかえるにつけ、やはり生徒が入学試験を無事に通過していくということは、学級担任としての至上命題であったことは偽りのないところ。

『国語入試問題必勝法』と題するこの本は、以下のエートスを含んでいる。

<下線を設置している文章の直近部をまとめ、解答すること>が説明文、攻略の横道であり、いやまてよ、こんなことを書いていてよいのか?

手短な攻略法が現代国語の読み方であるわけではなく、あくまでも、パロディですが、本文に輻輳して流れているメロディは学力試験への無化というか、試験という仕組みの欺瞞を暴露してゆきます。

そこを単に学校歴批判と読まれないように、さまざまな仕掛けを埋め込んでいるのが清水氏の作家としての読ませどころでして、これを教育社会的に申し上げれば、「文化資本」を解説するのに極めて好例の図書という紹介でおちつきましょうか。

なお、その後続く、『不条理市立虚構中学』は学校言説を読みとくに十分なパロディ本でし

て、かの教育社会学者である山田昌弘先生もあぜん、呆然だなぁ。格差社会と教育格差なんて新書を読む前に、まず、エンターテイメントとしての言説を読みたまえ、諸君、という声がかかしらか聞こえてきそうですね？

原稿を依頼されて

話はもとに戻りますが、津市立図書館分館というか…三重短大附属図書館で感想文を書かせてもらえるとは幸せな（名誉ある）ことだなぁ。（夏休みに某財団の高校生XXコンクールに応募していた何十年前の身としては、感激）

『のだめカンタービレ』ならぬ、アスコルターレ！

さて、「保育学」なる科目、つまりは由緒ある学問名でいえば児童学を講義している者、としては、コドモに関わる書籍を紹介せねばならないわけですよ。

ところで、「北斗七星って移動するんだよ。」

冒頭がこんな衝撃的な文章でよいのだろうか。子どもが読むんですよ。絶対に動かないって学校で理科の先生が教えているものをつかまえて、時間のスケールを長くすれば、北極星も、そうなるなんて・・・

こんなゆさぶりをかける冒頭文で物語をはじめると今江先生の『ぼんぼん』はさきほどの河合センセイの新書でも紹介されていて、「魂の導者は存在で（道を）指し示す」と総括されるわけです。個人的な事情で童話作家になろうと私、ヒラオが決心したのは、学部のゼミナールでこの本を読んでいて、神からの償還という電流を確信したのね。

そのココロは単純。大阪弁で書かれた物語だったからですよ。全編。

「ありえないじゃん。」国語というか、文学というものの文章で。（方言でかかれた夏目漱石ありますか？あるわけないよね）

テーマは初恋と家族と太平洋戦争。そして、あの戦争の中での大人達のいきざま。

昭和ヒト桁の「親」と「教師」に育てられた「私」としては、リアリティというか受け入れる素地がオオアリ。

「こうやって、大人はウソをつくのだねえ、と。」

人間が成長するって、汚いものなのだ、我が親や教師を思春期に罵ったけれど、そうせざるを得ない事情というものもあったのかと中年になった元少年は読み返すわけです。

文体にもどりますが、『ぼんぼん』の文章すべてが、大阪弁だって。信じられないねえ。

日本語であっても、標準語といい、大阪弁でものを書くときは、数学嘸とよんだ故森毅京大名誉教授じゃないですけど、それほど方言は卑下されていたわけです。

それが、地元のことばで文章を記録してよい。

それも芸術なのだぜ。

大きな声で、大長編を書いてしめしてくれていたとは、オオサカ人としてのアイデンティティを確立することをエンカレッジされましたねえ。

「生きていてよかった」これは感情レベル。

その昔、ユネスコのエットレー・ジェルピが「ことば」とは自己を記すこと。と識字教育の大切さを訴えて来日(1985)したのですが、まさに、私の識字への記念碑はこの『ぼんぼん』だね。

というような、人生の節目になる出会いが一冊の本から始まるということも、それもまた人生だということを知って頂ければ、これに勝る幸せはございません。

ミステリーもの

ミステリーもおすすめしなくっちゃね。東野圭吾さんでしょうね。

『わてらあのころアホでした』はビルドゥングスロマンという成長小説の青春期ものとしては秀逸です。

同年代の人間としては、大阪府立大学工学部で東野さんがアホをやっていたんだなあ、なんてリアルタイムに奈良で大学生活を過ごしていた人間としては楽しくもあり、ほろ苦くもあります。

ちなみに、若い世代にとっては、今、大学の先生と呼ばれる人たちも、大学生のときがあったんだと、読めばわかるかと思います。

あまりの愚かさ加減に、学習意欲が減退したとすれば・・・(誰が責任とれるのだろうか)ミステリー作家としては、有名すぎるほどになった東野さんの原点が見える作品として、「作家研究」の基本図書だよな、とわたしは声を大にしていきたい。

東野作品では、講義によく紹介する作品があり、それは少年の更生や、生き直しをテーマとする講義の回でのこと。

そこで薦める本が『白夜行』です。

主人公の少年と初恋の相手が大人になって・・・非業の結末を迎えるまでの作品。

本当にはこの「いきなおし」と「たちなおり」を素描(スケッチ)したところが読ませどころで、犯人逮捕のシーンまでホントウには犯人が分からないという展開はどうでも?

いきなおしの鍵ですか。それは「秘密」ですよな。

ヒトには言えぬその人なりの秘密がそれぞれにある。

それをそっと包むだけで成長することができる人は、幸せの世界の住人なのですね。

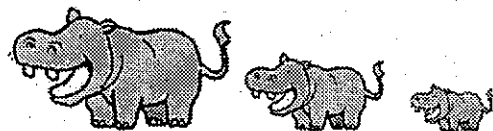
個性もいろいろ、人生もいろいろ、とも言いますが、その秘密こそがその人を苦しめ、生きる意味を失わせ、同時に、生きる意味を与え続けるという点をエンターテイメントとして、人の心的世界を表現しているところが秀逸なのですね。

みなさんは、何かを読んで、単純比例するかのごとく、学びの営みが成果物に相関する理屈はない、ということがご理解頂けたことでしょうか。

逆説的ですが、だから、人生に無駄なし(@越智恵子)、なんですよな。

ちなみにこの越智先生も、沖縄で精神科クリニックを開いているわけですし・・・

決して、ムダのススメではなかったのですけれど、続きは講義で・・・♪



「民法への誘い」

法経科准教授 富田 仁

三重短期大学は、通常の4年生大学の法学部とはそれほど異ならない法律及びそれに関連する科目が配置されており、授業内容も充実している。例えば、法律関連のもので言えば、憲法、民法、刑法、行政法、刑事訴訟法、民事訴訟法といった基幹科目は言うまでもなく、その他環境法や消費者法など時代性のあるあるいは社会事情を反映した科目も見受けられる。このような学生諸君の勉強意欲を満たすあるいはそれを引き出すきっかけを与える科目を配置しているためか、法律を身近に感じ、また関心を持ち、真摯に勉学に取り組む多くの学生諸君の姿勢が図書館などで見られる。

ところで、テレビや雑誌といったマスコミなどで取り上げられる事件は、多くが刑事事件であり日本国民の関心のほとんどがそれにあると言われ、これは国民の刑法に対する認識度を表わしていると言える。

また、憲法について言えば、その重要性からそれに関連する事件のほとんどが刑事事件と同様にマスコミなどで取り上げられ、さらに中学・高校と社会系の授業で少なからず基礎的学習を行なうこともあり、大学入学後それについては多くの学生が身近に感じ、勉強し易い環境が整えられていると言える。

このように大学入学以前から学生諸君の目に触れ、また学ぶ機会がある科目については、おおかたではあるが既に一定の知識を持っているものと言えるのであるが、他方でそのような機会が与えられていない科目もあり、学生諸君が大学入学後初めて耳聞きするものもある。その中には、私が担当する民法も含まれると指摘できる。そうして、民法についてさらに言えば社会一般におけるそれへの興味やその理解の難易度については、以下のような指摘もなされている。すなわち、我妻栄博士の弟子である星野英一東京大学名誉教授は、その著書の中で（星野英一・民法のすすめ [岩波新書]。三重短期大学附属図書館蔵）、そもそも日本人は民法に対して無関心であり、加えて民法はローマ法を起源とし約2000年もの歴史があり法的技術が洗練されているゆえに、専門家でないとうかからないところがある難しい学問であると指摘する。

さて、民法においては上で述べたような悪条件が常日頃それへの理解を遮断し、あるいは困難にしていると言えなくもないが、個々の民法に関する事件を見ると民法が日常的で実生活に非常に密着しているものと気づくのであり、実際にそれを学ぶことで民法への理解が多少なりとも変化すると思われる。そのため、以下では日常的によく耳にし、馴染みのある慰謝料というものについて簡単に説明し、それを通して部分的な民法の姿を見ることで少しでも学生諸君に民法への興味を引き起こさせたいと思う。

不法行為について

ここでは、まず不法行為について簡単に説明することにしたい。なぜなら、慰謝料が認められる場面は広範囲であるため不法行為以外の場合にも認められるのであるが、不法行為に基づき発生する慰謝料が学生諸君にとって身近で理解し易いと思われるからである。

さて、不法行為とは民法709条で「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」と規定されている。

この条文を見ると若干難しいように思えるが、要は故意もしくは過失により他人の権利あるいは利益を侵害した者は損害賠償の責任を負うということである。刑法と異なり、民法では故意か過失かという問題はそれ程重要ではない。なぜなら、民法では故意であれば加害者は当然に責任を負うからである。このことから、民法では過失の有無が重要となるのであり（過失責任の原則）、過失がなければ責任を負わずすることができないのである。

例えば、過去の医療事故において、医師が患者に輸血をしたところ、その輸血するための血液が梅毒に汚染されており、医師はその血液を患者に輸血し、患者はその後梅毒に感染したという判例を見てみよう。この場合、医師に故意が認められれば、加害者として当然に責任を負うが、反対に過失が認定されなければ責任を負うことにならない。それではこの過失とは如何なるものかという、それは損害の発生を予見し防止する注意義務を怠ることと一般的に言われる。そして、この事件において裁判所は生命及び健康を管理すべき業務に従事する者（医師）は、最善の注意義務が要求され、ここでは医師が高度な問診義務（問診するという注意義務）を怠った（医師が給血者から梅毒感染の有無を聞かずに採血し、被害者に輸血した）、ということによる過失を認定した（最高裁昭和36年2月16日判決（民集15巻2号244頁））。

損害賠償について

つぎに、故意・過失が認められた場合の被害者の加害者に対する損害賠償について説明をしよう。通常、人に殴られたあるいは自転車にぶつけられたりすると、そこには民法709条上の損害が被害者に生じる。例えば、人に殴られ怪我をして通院したことによる治療費や殴られて即死した被害者の相続人による逸失利益（もし殴られて亡くならなければ得られたであろう利益。被害者の死亡当時の収入を基準に昇給などを考慮して算定し、残された母や子などが加害者に請求する。）などが、この損害にあたり、これらは加害者に故意・過失が認められ得るならば、被害者あるいはその相続人が加害者に対し損害賠償として請求できるのである。このような実質的な経済的不利益が生じた損害は財産的損害といわれるが、他方で目に見えない被害者の精神的に感じた苦痛や不快感は精神的損害というのであり、一般的に慰謝料とも呼ばれる。当然のことながら、この精神的損害は財産的損害とあわせて損害賠償として被害者が加害者に請求できるのである。

慰謝料について

この慰謝料とは、原則加害者に物が壊されたという場合以外に認められるのであり（例外として、飼い犬などが害された場合には認められる。）、例えば交通事故や公害、その他いろいろな場面において認められている。そして、上で説明した財産的損害については被害者に生じた損害の請求権が被害者死亡によって相続人により相続され加害者に請求できるということは問題ない（死亡した被害者の加害者に対する財産的損害の賠償を相続人が相続して加害者に請求する。民法896条）。しかしながら、精神的損害である慰謝料の場合、被害者が怪我をしたくらいの場合には、加害者に請求することにより慰謝料を請求するということで問題は生じないのであるが、被害者が死亡した場合に問題となる。なぜなら、慰謝料の請求をする本人が死亡しその請求ができないからである。このため、当然この場合被害者の相続人が請求することができるのであろうか、また、それが認められるとして被害者の持つ加害者に対する慰謝料の請求を相続人が相続し加害者に請求するには、どのような法的な手段を要するのであろうか、という問題が生じるのである。もう少し詳しく述べると、精神的苦痛や不快感を被ったのは被害

者本人であるから（すなわち、被害者しか持ち得ない主観的な感情である。このため被害者の慰謝料は、一身専属的権利（死亡した本人のみが持ち得る権利）であるとされる）、それは相続の対象とならないのである。これは要するに、被害者の生命侵害、例えば加害者によって被害者が即死させられた場合における遺族が被った固有の精神的損害とは別に（この点は民法711条が適用され、そこでは被害者に代わり慰謝料請求権を行える者が列挙されているが、今日では判例学説とも内縁配偶者や事実上の親子などにも請求権を認める。）、被害者が生命侵害を受けた場合の被害者自身の慰謝料請求権をその民法711条以外の相続人（例えば、被害者の兄弟姉妹など）が被害者から相続し加害者に請求できるか（慰謝料請求権の相続）、という問題である。

慰謝料請求権の相続

この問題につき当初裁判所は、被害者の別の人格者である被害者の相続人が被害者に代わって慰謝料を加害者に請求し得るとするには、被害者から加害者に慰謝料を請求する意思表示を要するという要件を必要とすると判断した。言い換えれば、これは被害者が死ぬ間際に慰謝料の請求の意思表示を加害者に対して行わないと、それが被害者の相続人に相続されないということの意味する。以降、この考え方を前提に裁判所は、被害者の慰謝料を相続させるための加害者に対する意思表示を厳格に解釈して、被害者が加害者に慰謝料の請求（意思表示）をしてはじめて慰謝料そのものが発生し、その意思表示が加害者に到達しなければ被害者の相続人に相続されないと判断したのである。このような裁判所の判断は、被害者に酷な結果を招くことになり、すなわち、死の間際の被害者が慰謝料請求の意思表示をするのは難しいという問題があり、例えば何ら言葉を発せず被害者が即死したという場合や人事不省の場合は意思表示を発するのは不可能であり、加えてその慰謝料請求の意思表示を加害者に到達させることはさらに困難なものとなるということができるのである。こうした指摘を受け、その後裁判所は社会的要請などの事情をも加味し被害者の相続人を救済すべく、この意思表示の内容を緩和した。すなわち、被害者が加害者に慰謝料の請求をすれば、相続人に慰謝料が当然に相続したと見るようになった。しかしながら、死の間際の被害者の言葉の内容をどのように慰謝料の請求の意思表示と見るかで裁判所は混乱した。換言すれば、被害者が発した意思表示の内容の問題である。

例えば、大審院昭和2年5月3日判決（法律新聞2702号5頁）は、事故の被害者が病院へ搬送されて死亡する間に「残念、残念」と叫んだ場合には、その言葉の中に慰謝料請求の意思表示があったとし、その相続を肯定した（いわゆる、残念残念事件）。他方、東京控訴院昭和8年5月26日判決（法律新聞3568号5頁）では、船が沈没し溺れ死んだ者による水中から手を出して「助けテ呉レ」と発した言葉には、慰謝料請求の意思表示があったとはいえないとし、相続を否定した。以降の判例では、大阪地裁昭和9年6月18日判決（法律新聞3717号5頁）は「口惜しい」と言った場合には、慰謝料の請求をした意思表示であるとし、相続を認める判断をした。同様に、大審院昭和12年8月6日判決（判決全集4輯15号10頁）では、被害者が「向フカ悪イ、向フカ悪イ」といった場合、慰謝料の請求をした意思表示であるとした。

このように裁判所は、奇妙にも上のような被害者の言葉の内容を考慮した上で、慰謝料請求権の相続について判断を下すようになったのであるが、この矛盾するような判断はふたたび批判を浴びる結果となった。そのため、裁判所は以下のような判断を下し、慰謝料請求権の相続

に対する問題の打開を図った。すなわち、最高裁昭和42年11月1日判決（民集21巻9号2249頁、ジュリスト民法判例百選Ⅱ債権[第6版]有斐閣。三重短期大学附属図書館蔵）は、被害者が国道を自転車で走行中後方からきた加害者のトラックにより轢かれ、その後慰謝料の請求の意思表示をせずに死亡した事件である。この事件の中で加害者側はこれまでの裁判所の判断に従い、被害者が慰謝料の請求の意思表示をせずに死亡した場合は、慰謝料の請求権は相続されないと主張した。第1審、第2審ともにこの加害者側の主張が認められた。しかしながら、最高裁判所は第1審、第2審の裁判所の判断および先例を変更し、被害者が慰謝料の請求の意思表示をせずに死亡したとしても、その相続人は当然に慰謝料の請求権を相続すると判断するに至った。

おわりに

このように不法行為に基づき発生する慰謝料請求権の相続の問題には、上のような判例の展開があったのであり、学生諸君が一見しても裁判所の判断に違和感を抱くものと思われる。しかしながら、このような裁判所の判断には、当然のことながら様々な法的な理論の展開があり、またその時代背景や社会事情などが影響していると思われ、一義的に裁判所の判断がおかしいと決め付けるわけにはいかないと言える。また、前記最高裁昭和42年判決により慰謝料請求権の相続については一応の決着がなされたと言えようが、今後新たな裁判所の見解が示される可能性も否定できない。

ところで、最近テレビなどでは法律に関する例題を出しそれを一問一答方式で答えるといったものがしばしば見受けられる。法律がクローズアップされることは大変喜ばしいことであるが、しかしながら法律は生き物であり、上で見たように実際には時代背景や社会事情などの影響を受け、時として裁判所の判断は変化し展開進展する。加えて、各個人の考え方が違うように法律を学んだ者は各個人その技術により異なる解釈を行う場面が多々ある。他方で、法律を学んだ者の基本的な法的思考は共通性があるのであり、それを学ぶことこそ法律を学んだことと言い得ると思われる。すなわち、答えを知るのではなく、答えを見つける方法を知ることが大切であるということである。

最後に、本稿の「図書館だより」は本来あるべき「図書館だより」らしからぬ内容になってしまったということを否めない。しかし、民法の紹介が少なからずできたという点では満足している。

また、ここでは身近に感じる民法の判例を取り上げその紹介をしたが、ここで取り上げたのは民法に関する事件のほんの一部である。もし、これを読んで民法に少しでも興味関心が湧いた学生諸君がおられたら、まずは図書館にある民法の判例の中から自分が興味を持ってそうな事件を読んでみてはいかがかと思われる。新しい発見があるものと確信する。



新規受入図書案内
(2010. 4 ~ 2010. 8)

総記 (000)

初めてのAndroid エド・バーネット
認知哲学 心と脳のエピステモロジー 山口 裕之
よくわかる認知科学
乾 敏郎, 吉川 左紀子, 川口 潤
情報化社会の歩き方 佐藤 佳弘

パーソナリティとは何か 若林 明雄
ユング心理学入門 河合 隼雄
発達心理学の最先端 中澤 潤
アニマル・セラピー 川添 敏弘
1億人のための心のオシャレ人生設計
渡辺 利夫

<岩波新書>

「分かち合い」の経済学 神野 直彦
低炭素経済への道 諸富 徹, 浅岡 美恵
冬眠の謎を解く 近藤 宣昭
生物多様性とは何か 井田 徹治
日本の教育格差 橋本 俊詔

日本とフランス二つの民主主義
知恵としての憲法学 木幡 洋子
憲法がめざす幸せの条件 日野 秀逸
高齢社会における信託と遺産承継

<岩波ブックレット>

民主党は日本の教育をどう変える 大内 裕和
ノーマ・フィールドは語る 戦後・文学・希望
ノーマ・フィールド, 岩崎 稔, 成田 龍一
いのちの選択 今、考えたい脳死・臓器移植
小松 美彦, 市野川 容孝, 田中 智彦
日本軍「慰安婦」制度とは何か 吉見 義明
国民健康保険 結城 康博

新しい日本の民法学へ 大村 敦志
担保物権法 高橋 眞
制度的契約論 民営化と契約 内田 貴
会社法 Japanese corporation law
ヒューマンエラーは裁けるか 吉本 健一
シドニー・デッカー
刑法各論 山口 厚

哲学 (100)

愛の心理学
R.J.スタンバーグ, K.ヴァイス
知覚を測る 実験データで語る視覚心理学
大山 正
知覚・認知モデル論 渡辺 利夫

図解裁判のしくみ
永井 一弘, 濱田 剛史, 斉藤 豊治
刑事事実認定の基本問題 木谷 明
国際法基本判例50 杉原 高嶺, 酒井 啓巨
土地法のパラドックス イギリス法研究、歴史
と展開
戒能 通厚
効率化と格差是正 八田 達夫
入門経済学 伊藤 元重

希望を捨てる勇氣 停滞と成長の経済学
池田 信夫

情報セキュリティと企業活動 浅井 達雄

自己と対人関係の社会心理学 安藤 清志

社会保障法入門 西村 健一郎

労働法 野川 忍

アメリカ労働法 中窪 裕也

労働市場改革の経済学 正社員「保護主義」の
終わり 八代 尚宏

発達障害基本用語事典 日本発達障害学会

福祉心理学入門 平野 信喜, 坂 原明

発達・学習の心理学 教職ベーシック
柏崎 秀子

大学生の友人関係論
吉岡 和子, 高橋 紀子

はじめての特別支援教育 柘植 雅義

調理で生きる「総合的な学習の時間」
野田 文子

自然科学 (400)

新体系・高校数学の教科書 芳沢 光雄

今日から使える統計解析 大村 平

よくわかる分子生物学・細胞生物学実験
佐々木 博己

生命(いのち)にぎわう青い星 樋口 広芳

遺伝子は行動をいかに語るか
マイケル・ラター

健康の心理学 心と身体のために
春木 豊

よくわかる解剖学の基本としくみ
坂井 建雄

発達と脳 コミュニケーション・スキルの獲得
過程
岩田 誠, 河村 満

大人の発達障害 備瀬 哲弘

子どもの欠食・孤食と生活リズム 藤澤 良知

食の「なっとく」科学実験 成瀬 宇平

給食運営管理実習

殿塚 婦美子, 三好 恵子

工学・技術 (500)

工業数学がわかる もの創りのための数学レッ
スン! 井上 満

知的財産法判例ダイジェスト 牧野 和夫

津市・地方都市の建設史 岩田 俊二

生存の条件 生命力溢れる太陽エネルギー社会へ
地球環境問題を考える懇談会

図解テキスト基本建築学 上杉 啓

階段がわかる本 中山 繁信, 長沖 充

ゼロからはじめる建築の「設備」教室
原口 秀昭

ロボット情報学ハンドブック 松原 仁

パターンから裁断までの基礎の基礎
水野 佳子

繕いノート 勝屋 まゆみ

ヒトの子育ての進化と文化
根ヶ山 光一, 柏木 恵子

産 業 (600)

割り箸はもったいない? 食卓からみた森林問
題 田中 淳夫

消費者行動論体系 田中 洋

観光のユニバーサルデザイン 秋山 哲男

芸 術 (700)

都市と寺社境内 江戸の三大寺院を中心に
光井 渉

近世の芸能施設とその空間 上野 勝久

デンマーク デザインの国 島崎 信
スポーツ・ボランティアへの招待
山口 泰雄

語 学 (800)

経済ニュース英語リーディング教本
小西 和久
新・リュミエール フランス文法参考書
森本 英夫, 三野 博司

文 学 (900)

チルドレン 伊坂 幸太郎
もし高校野球の女子マネージャーがドラッカー
の『マネジメント』を読んだら
岩崎 夏海
1Q84(ichi-kew-hachi-yon) book 3
村上 春樹
山椿 山本 周五郎

